



杉並区21世紀ビジョン

杉並区基本構想

平成12年9月

目 次

はじめに（杉並区 21 世紀ビジョン策定にあたって）	1
第 部 杉並区 区民憲章.....	2
第 部 杉並区のめざすもの.....	3
第 1 章 将来像と目標.....	3
私たちのまちの将来像	3
目標	4
1 水辺をよみがえらせ みどりのまちをつくろう	4
2 やさしさを忘れず 共に生きるまちをつくろう	4
3 みどりの産業で元気のでる都市をつくろう	5
4 ^{あす} 未来を ^{ひら} 拓く人をつくろう.....	6
第 2 章 施策の基本指針.....	7
1 くらしと環境が調和するまち	7
2 安心して健やかにくらせるまち.....	8
3 活力とにぎわいのあるまち	10
4 生涯にわたって学びあうまち	11
第 3 章 21 世紀ビジョンの実現に向けて	13
1 区民と行政の協働.....	14
2 創造的で開かれた自治体経営	14
3 自治権の拡充と広域的な連携、協力	15
参 考 資 料	17

はじめに（杉並区 21 世紀ビジョン策定にあたって）

時代はいま、大きな転換期にあり、これまでの日本の成長を支えてきた政治、経済、社会や行政の仕組みがいずれも改革を迫られています。

平成 12 年(2000 年)4 月、特別区制度改革が実現し、杉並区は基礎的自治体として位置付けられました。また、地方分権改革の第一歩が踏み出され、区の役割と責任が増大したことにより、これからは、自治体、地域の力が試され、個性が競われる時代となります。

杉並区は、これまで二次にわたる基本構想のもとで、みどり豊かな福祉と文化のまちを目標に、各分野でさまざまな努力を重ねてきました。しかし、現実には、みどりの減少や商店街の衰退がすすむとともに、老後の不安や子育てをめぐる不安、教育をめぐる諸問題があるなど、これまでの取り組みが必ずしも実を結んでいるとはいえない状況にあります。区民生活の基盤である安全なまちづくりや地域社会の再生も引き続き大きな課題となっています。

これからは、グローバル化や IT（情報技術）の進展、急速にすすむ少子・高齢化、深刻な地球環境問題や安全の危機などの社会環境の変化に的確に対応しながら、個性豊かで、だれもが安心していきいきと生活できる地域社会をつくりだすことが強く求められています。

新しい世紀のはじまりを目前にして、私たちは、改めて「杉並区の個性とは何か」を問い直し、おおむね四半世紀を展望して、これからの望ましい将来像と目標を思い描きながら、新しい基本構想として『杉並区 21 世紀ビジョン』を定めることにしました。

ビジョンは、区政運営の基本指針であるとともに、区民が主役となるまちづくりと自治の発展をめざす道しるべとも言うべきものです。そこで第 部では、ビジョンの全体像をわかりやすく 6 つの柱にまとめ、「区民憲章」として宣言することにしました。

私たちは、このビジョンを広く区民の間で共有し、新しい時代の望ましい自治のまちを、区民と行政がパートナーとして創造していく決意です。

第 部 杉並区 区民憲章

私たちは、お互いを尊重し、まちの個性を大事にしていきます

私たちは、みんなが遊び、憩える、みどりや川を大切にします

私たちは、共に安らぎ、心豊かに生きる平和のまちをつくります

私たちは、働き、学び、だれもがはつらつと生きるまちをつくります

私たちは、キラッと輝く、未来の^{あす}すぎなみの星たちを育てます

私たちは、持てる力を出しあい、全員参加のまちをつくっていきます

第 部 杉並区のめざすもの

第 1 章 将来像と目標

私たちのまちの将来像

杉並区の新しい将来像を

区民が創る「みどりの都市」杉並 とします。

杉並区は、21 世紀に、みどりに象徴される自然豊かな住環境と、商業・産業・文化などの都市の持つ活力が調和して、区民の多様な暮らしに対応できる、個性と魅力のある都市として発展していくことをめざします。

みどりの豊かな環境は、いのちと健康を支える大切な基盤です。私たちは、みどりを取り戻し、いきいきとした生活ができる環境を整えていくことを重視します。

21 世紀は、IT（情報技術）や環境技術の進展によって、みどりのなかで、個人や住民組織、事業者や NPO（非営利組織）などが、世界とつながりながら、地域を舞台に創意あふれる活動を繰り広げていくことが可能な時代です。杉並区に住み、働き、学び、憩う私たちには、安心して健やかに暮らし、質の高い都市生活文化をはぐくみ、絶えず時代の変化に応じた創造的な活動をしていく自由と責任があります。

杉並区は、こうした人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを「みどりの都市」とし、世代を超えて男女が共に参画し、区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ（協働）で創りだしていきます。

目標

将来像を実現するために、次の四つの目標を掲げます。

1 水辺をよみがえらせ みどりのまちをつくろう

くらしと環境の調和

杉並区は、地域の資源が織りなす個性をいかし、区民のくらしと環境が調和した、自然豊かな魅力あるまちをめざします。

まちは、ひとびとがいきいきとした生活を送る人生の舞台であり、そこに住むひとびとのまちに対する誇りと愛着によってつくられます。

武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史のなかでつくられた道や街並みなど、身近な地域の特徴をまちづくりの資源としていかしながら、無秩序な開発を防ぎ、都市のなかの水辺とみどりをよみがえらせ、うるおいのある美しい住環境をつくりだすことに力を注ぎます。

また、時代の変化に対応したビジネス、文化などの都市機能が周辺環境と調和しながら充実し、創造的な活動が営まれる、魅力のあるまちをつくります。

安全で、快適な都市生活を営むうえで必要な道路・河川・公園など都市の基盤を整備し、災害に強く、だれにもやさしい、住みよいまちづくりをすすめます。

次の世代に対する責任として地球環境に負荷を与えない省資源・省エネルギーの循環型社会をつくります。

2 やさしさを忘れず 共に生きるまちをつくろう

安心と健やか

杉並区は、子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに

生活できる「健康都市」をめざします。

健康なまちは、環境、社会のルール、まちのにぎわいや良好な人間関係などによって成り立ちます。生涯を通じて健康で充実した生活を送るために望ましい環境を整え、ひとびとの健康を支えるまちづくりをすすめます。

男女が共に助けあい、子どもを産み育てることに夢を持ち、子どもたちの元気な声が響くまちをつくりだします。

高齢社会への備えは急務です。高齢者が経験や技術をいかし活躍できるまちにするとともに、介護などが必要になっても、だれもが人としての尊厳を保ち、住みなれた身近な地域のなかで安心して自立した生活を送れるようにしなければなりません。

まちや心にある障壁をなくし（バリアフリー化）、地域福祉の仕組みの整った、共に生きるまちをつくります。

3 みどりの産業で元気のでる都市をつくろう

活力とにぎわい

杉並区は、「みどりの産業」（環境と共生できる産業）を育て、さまざまなひとびとが活躍する活力とにぎわいのある都市をめざします。

21世紀は、IT（情報技術）や環境技術の進展によって、住環境を保全しながら新たな産業を興していくことが可能な時代です。とりわけIT（情報技術）による新しい経済の発展は、地域社会にもさまざまな変革をもたらすことが予想されます。杉並区は、こうした産業の立地を促し、支援していくことで、若い世代が、新しい知識や情報、感性を生み育てることのできる活力あるまちをつくります。

地域の経済の中心にあり、ひとびとの生活に彩りを与える商店街の魅力を高め、個性的でにぎわいのあるまちの核とします。

また、女性や高齢者などの多様な働き手や社会的貢献を目的とするNPO（非営利組織）などの組織が働きやすく、活躍できるまちをつくりまします。

4 ^{あす}^{ひら}未来を拓く人をつくろう

生涯にわたって学びあう

杉並区は、ひとびとが生涯にわたり学びあい、交流する、はつらつとしたまちをめざします。

未来を担う子どもたちが、楽しく学び、思いやりの心とたくましく生きる力をはぐくむことが重要です。そのために、地域に開かれ、支えられる学校をつくりまします。家庭、地域、学校が相互に協力し、社会の一員である子どもたちが豊かな体験を通して育つまちをつくりだします。

また、だれもが、生涯にわたって学びあい、文化・芸術やスポーツに親しめる環境を整え、創造的な文化を世界にも発信できるはつらつとしたまちをつくりまします。

安全、安心な消費生活のために、だれもが自立した生活者として主体的に行動できるようにしていきます。

ひとびとが、世代や性別、国を超えて、共に交流し、多様な文化にふれあい、相互理解を深めることで、平和に貢献するまちとします。

身近な地域で心豊かにくらししていくためには、そこに住むひとびとがふれあい、地域の問題を互いに話しあいながら自ら解決していくことが必要です。さまざまな人や組織が、地域社会の運営に参加する自治のまちをつくりまします。

第2章 施策の基本指針

将来像と目標を達成していくために、行政が区民や事業者と連携し、協働して推進する施策の基本指針は次のとおりです。

1 くらしと環境が調和するまち

(1) 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために

住宅地としての良好な環境を維持・保全するとともに、生活基盤を整え、地域特性をふまえた住環境の改善をすすめる。

適正な土地利用により、多様な個性を持つ駅周辺を中心に、商業・産業・文化などの都市機能をさらに充実させ、魅力ある都市の芯をつくる。

道路を生活者の視点で見直し、歩行者や自転車利用の安全を重視しながら、骨格となる幹線道路や身近な生活道路の役割を明確にした道路網を整備するとともに、生活道路における自動車交通量の抑制をはかり、安全で快適な道路環境を整える。

だれもが利用しやすい公共交通システムを整備し、南北方向の交通など交通不便地域の解消をはかり、区民が社会参加しやすい環境を整える。

住宅のあり方を都市計画、福祉、教育など多面的なまちづくりの視点からとらえ、多様なニーズに対応した良質の住宅の供給や住宅ストックの活用がはかれるよう、行政は区民、事業者と適切に役割を分担し、区民、事業者に対する支援・誘導をすすめる。

(2) うるおいのある美しいまちをつくるために

みどりを未来に引き継ぐ共有の財産として、区民全員で大切に守り育てるための新しい仕組みをつくる。

公園など公共のみどりを増やすとともに、住宅地の緑化をすすめ、みどりや水辺などの自然をよみがえらせ、さまざまな生き物が生息できる、うるおいのある環境をつくりだす。

地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、街並みやまちのたたずまいを大切にし、くらしの息吹と文化が薫る美しい景観をつくる。

(3) 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために

大気汚染や騒音、化学物質などによるさまざまな環境問題に対し、監視や規制などの取り組みをすすめる。

区民生活や事業活動を環境負荷の少ないものに変え、ごみの発生抑制、資源の再使用・リサイクル・適正処理などについて、区民、事業者、行政が共に考え実践するためのプログラムをつくる。

すでにある資源をいかしながら、新しい魅力を加え、高める再生・活用型のまちづくりをすすめる。また、雨水や太陽熱、風などの自然を取り込み、水などを循環させるまちづくり、住まいづくりをすすめる。

(4) 安全で災害に強いまちをつくるために

災害に備え、防災の基盤となる道路・河川の整備や公園などのオープンスペースの確保、建物の不燃化や耐震化、水害対策などをすすめ、都市の安全性を高める。

災害発生時の情報の収集・伝達や避難・救援などの応急体制を充実するとともに、被災後の復興に備える体制も整えていく。また、地域団体との連携によって地域の防災力を高めるなど、住宅都市杉並にふさわしい総合的な防災対策をすすめる。

2 安心して健やかにくらせるまち

(1) 健康を支えるまちづくりのために

すべての区民が生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態

を求め、たとえ病気や障害があっても自らの可能性を發揮し、充実した日々を過ごすことができるよう、一人ひとりの健康づくりを総合的に支援する。

保健、医療、福祉はもとより、あらゆる分野の施策に健康の視点を取り入れ、さまざまな地域活動と連携しながら、すべての区民の健康にとって望ましい条件を整備する。

(2) 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために

安心して子どもを産み育てられるようにするために、子育てについての情報提供、仲間づくりを支援する。また、男女が共に仕事と育児の両立をはかれるよう、保育などの施策の充実や就労環境の改善など、子育てを地域や社会で支える仕組みをつくりだす。

子どもの権利を尊重し、地域のなかで子どもたちがさまざまな人や自然とふれあい、自主性や社会性、生命を大切にできる豊かな人間性を身につけることができるようにする。また、のびのびと遊び、行動できる空間を確保するなど、子どものための環境を整える。

(3) 共に生きるまちをつくるために

一人ひとりの高齢者がその知識や経験をいかし、生きがいを持って地域貢献できる機会をつくる。また、高齢者ができる限り介護を必要とすることなく、いきいきした生活を送れるよう予防施策を充実する。

障害者が、持てる力を十分發揮できるよう、社会参加の仕組みをつくる。

だれもが、人としての尊厳を保ち、住みなれた地域のなかで自立した生活を送ることができるよう、介護など福祉サービスの基盤を整備する。

心の障壁をなくし、だれもが地域社会の一員として、互いに理解し、支えあうまちづくりをすすめる。

高齢者や障害者を含む、だれもが安全に移動し、生活できるよう

道路、交通機関、施設などまちのバリアフリー化をすすめる。
年齢、性別、国籍などに関わりなく、すべての人の人権を尊重し、
その尊厳を傷つける行動の防止と解決に取り組む。

(4) 安心してくらすために

区民が日ごろから共に助けあい、支えあう仕組みをつくり、災害時や非常時に備えるとともに、犯罪を防ぎ、安心してくらすことのできる安全で明るい地域社会をつくる。

区民が身近な地域にかかりつけ医等を持ち、必要に応じて適切な専門医療や救急医療が受けられるよう、地域医療のシステム化をはかり、だれもがいつでも安心して医療を受けられる体制づくりをすすめる。

食品や飲料水の安全確保、感染症の予防などにより、区民の生命や健康を脅かすさまざまな外的要因に備えるとともに、これらによる広範囲な健康の危機について、その発生予防や拡大防止のための仕組みをつくる。

3 活力とにぎわいのあるまち

(1) 環境と共生する産業の育成のために

情報通信、環境、福祉・介護分野や研究開発・知識集約型産業など、まちと調和した新しい産業の創業を促し、育成する。

多様な組織や個人が知識や情報を共有するとともに、新たな価値を創造し、発信していくことのできる高度情報ネットワークの基盤整備を促進する。

SOHO（情報通信ネットワークを使った小規模オフィスや在宅での勤務）など、職住近接の労働環境の整備と雇用機会の創出を促す。

産業情報の収集・提供を行い、自助努力に基づく事業者の活動や起

業・創業を支援する。

(2) 商店街の活性化と都市農業の育成のために

多様化した消費者ニーズに応えられる個性的で魅力ある商店・商店街づくりを支援する。

商店街が地域に密着したきめ細かなサービスを提供できるよう、情報通信技術の活用と商店間での情報のネットワーク化を促進する。

みどりを保全し、ひとびとが農業や土とふれあう機会を提供する都市農業を支援する。

(3) 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために

男女が対等な立場で、共にいきいきと働ける職場環境づくりを推進する。

高齢者や障害者が持てる能力を發揮し、生きがいを持って生活が営めるよう、就労機会を拡大する仕組みをつくる。

NPO（非営利組織）やボランティアなどがさまざまな場で活動しやすい環境づくりをすすめる。

4 生涯にわたって学びあうまち

(1) 魅力ある学校教育のために

すべての子どもたちが、さまざまな人や自然とふれあい、体験し、生きる力と豊かな心をはぐくみ、個性と創造的な能力を伸ばすことのできる、特色ある学校づくりをすすめる。

子どもたちが、地域社会の一員としての役割を果たせるよう、ボランティア教育や環境教育を推進する。また、ジェンダーフリー（社会的・文化的に形成された性差を解消する）教育をすすめる。

世界的、歴史的な視野を持ち、異なる文化を持つ人間の多様性を認め、相互に交流できる力を育てるとともに、情報ネットワーク

社会におけるコミュニケーション能力を養うための情報教育など社会の変化に対応した教育をすすめる。

(2) 地域に関かれ、支えられた教育のために

家庭、地域、学校が相互に連携・協力し、教育環境を整えていくため、保護者や地域のひとびとが学校の運営に参画できる仕組みをつくる。また、学校教育における子どもや保護者の選択の意思を尊重するとともに教育に子どもたちが参画できる機会をつくる。

子どもが社会生活の基本的なルールを身につけられるよう、家庭の教育力を高めるための学習機会や相談体制の充実に努める。

さまざまな技能や知識を持っている地域の人たちから、子どもたちが豊かに学ぶ場をつくる。

学校を身近な公共施設として地域に開き、地域における生涯学習や地域活動の拠点として活用するとともに、情報の公開を通じて家庭と地域との結びつきを強める。

(3) 生涯学習の推進のために

区民一人ひとりがそれぞれの年代に合わせて、「いつでも、どこでも、だれでも」学習、スポーツ活動が行える環境を整え、学んだ成果が地域活動にいかせる、まちづくりをすすめる。

IT（情報技術）の進展に対応するため、図書館をはじめとする生涯学習施設における情報化を推進し、区民全体の情報リテラシー（情報活用能力）の育成、向上に努める。

高齢者の生きがいと子どもの学びを結びつけ、豊かな心をはぐくむ生涯学習をすすめる。

だれもが消費生活において必要な知識・判断力を備え、自立した消費者として行動できるよう、相談機能や情報提供を充実し、学習・啓発活動などを支援する。

(4) 地域文化の創造のために

区民がすぐれた文化・芸術に親しめる環境を整えるとともに、区民

の多様な文化的活動や創造的な芸術活動を支援する。

区内の文化・芸術に関する情報を収集・提供するとともに、文化・芸術活動に携わる区民や団体などが交流できる基盤を整備する。

貴重な郷土の伝統文化を保存・継承するとともに、杉並ゆかりの文化人、芸術家の業績を後世に伝えていく。

(5) ふれあいと参加の地域社会をつくるために

人と人とのつながりがあり、だれもがくらしやすいまちを築いていくため、そこに住むひとびとの交流をすすめて、地域社会への貢献をめざす自主的な活動を支援する。

町会などの地縁的な組織に加えて、環境・教育・福祉などさまざまな課題に取り組む NPO（非営利組織）やボランティアなどのグループが交流し、触発し、互いに結びつくことにより、地域の活性化をはかる。また、そうした自主的な活動が行いやすい環境を整え、支援する総合的な方策と仕組みをつくる。

国内外の都市、地域との交流を通じて、さまざまな文化や自然にふれる機会をつくり、区民の国際理解と友好の輪を広げ、ひとびとの平和で豊かな心をはぐくむ。

第3章 21世紀ビジョンの実現に向けて

～責任を分かち 協働する自治のまちをつくろう

区民、事業者など地域を構成するひとびとと行政が、ビジョンを共有するとともに、それぞれの役割を果たし、共に責任を担いあい、このビジョンの実現をめざします。

（区民の役割）

区民には、自治の担い手として区政に参画する権利とともに、地域の身近な問題を自らのこととして考え、お互いに力をあわせて解決していく役

割と責任があります。

（事業者の役割）

企業、法人など事業者の活動は社会や経済を支えています。またさまざまな影響を与えます。事業者には、地域を構成する一員としての役割と責任があり、社会に対する貢献が期待されます。

（行政の役割）

行政は区民生活の安全と福祉の向上のためにその役割と責任を果たさなければなりません。区民、事業者と連携・協力しつつ最少の経費で最大の効果を生み出す責務を負っています。

行政は、区民、事業者と連携・協力する協働の関係を築くなど以下の取り組みを行います。

1 区民と行政の協働

区政とまちづくりに区民が主体的に参画しやすい環境をつくる。そのため、区の政策形成から実施、評価にいたるさまざまな過程に区民が参画する仕組みと、まちづくりについて、区民が個別の利害を超えて合意を形成していくための柔軟な仕組みを整えていく。

区政やまちづくりに関する情報を公開、提供し、区民の参画、協働によるまちづくりに役立てる。

区民や地域団体などが自主的な活動を行いやすい環境を整える。

2 創造的で開かれた自治体経営

行政は、社会経済状況に的確に対応し、限られた資源を効果的に配分する、総合的・計画的な行政運営を行う。

情報の公開と適正な行政手続などにより透明度の高い区政運営を行い、区民の知る権利の保障と説明責任を果たす。

行政サービスの向上、区政情報の共有のため、IT（情報技術）を活用して行政の情報化を推進し、個人情報の保護と情報格差の解消などに配慮しつつ、区民と行政との間の双方向コミュニケーションの仕組みを整備する。

地域の諸問題を、区民が自らの問題として考え、解決に向け合意形成を図ることのできる地域社会づくりを支援するとともに、地域の実情に即した多様な施策を展開する。

施策の的確な選択、事業の効率化に努めるとともに、執行体制を改革するなど行財政運営のたゆまぬ改革をすすめる。

職員の政策形成能力と専門性を高めるとともに、区民と協働して施策を推進できる高い資質を持つ意欲的な職員を育成する。

3 自治権の拡充と広域的な連携、協力

区民に最も身近な基礎的自治体として一層の自治権の拡充に取り組み、財政自主権の確立したより自立した自治体（注）をめざす。

区を超えた取り組みが必要な諸問題の解決のために、近隣自治体などに対し広域的な連携を働きかけ、相互に協力していく。民間企業、事業者に対しても必要な協力を要請するとともに、国や都に対しても対等の立場で区の自主性を主張し、連携する。

（注）

杉並区のような特別区は、大都市としての一体性を維持することを目的に設けられた東京 23 区だけにみられる制度です。過去何回か制度改革が行われ、特に、平成 12 年 4 月の地方自治法の改正によって、はじめて市と同様の「基礎的な地方公共団体」と位置付けられましたが、市と比べ、なお違いがあり、自治権が制約されています。

例えば、市が行うものとされている消防、上・下水道などの仕事は、都が行っています。また、財政の面でも、市税に相当する三税（住民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）を都が課税し、都と区の仕事の分担や特別区間の税収の偏りを調

整する特例的な財政調整制度が設けられています。

　　今後は、特別区制度を含む地方自治制度のいっそうの改革を求め、より自立した自治体をめざしていく必要があります。

参 考 資 料

- 1 杉並区 21 世紀ビジョン審議会委員名簿
- 2 杉並区 21 世紀ビジョン審議会の審議経過
- 3 杉並区 21 世紀ビジョン審議会条例

1 杉並区 21 世紀ビジョン審議会委員名簿

(平成 12 年 8 月 25 日現在)

	区 分	氏 名	所 属 等	所属部会等
1	区 民	浅 賀 祥 一	杉並区社会福祉協議会理事	第 1 部会
2	区 民	岩 橋 春 美	杉並女性団体連絡会運営委員	第 3 部会
3	区 民	大 橋 トモ子	杉並リサイクル協会理事長	第 1 部会
4	区 民	金 子 久 雄	杉並区心身障害者団体連絡協議会会長	第 1 部会
5	区 民	加 納 ゆり	公募	第 2 部会
6	区 民	香 山 俊 巳	公募	第 2 部会、起草委員
7	区 民	酒 井 一 九	杉並区体育協会会長	第 3 部会
8	区 民	真 田 有 子	公募	第 3 部会
9	区 民	高 瀬 篤 子	杉並区立小学校 PTA 連合協議会顧問	第 3 部会
10	区 民	徳 田 達 介	杉並区商店会連合会会長	第 2 部会
11	区 民	並 河 恵 美 子	公募	第 3 部会
12	区 民	根 本 郁 芳	東京商工会議所杉並支部会長	第 2 部会
13	区 民	福 永 安 一 郎	杉並区医師会会長	第 1 部会
14	区 民	藤 原 和 博	公募	第 3 部会、起草委員
15	区 民	藤 原 嘉 民	杉並区町会連合会会長	第 3 部会
16	区 民	堀 尾 哲 一 郎	公募	第 2 部会
17	区 民	馬 越 恵 美 子	公募	第 3 部会
18	区 民	馬 橋 武 男	東京中央農業協同組合城西地区 青壮年部部長	第 2 部会
19	区 民	柳 田 昭 博	杉並労組調整会議	第 2 部会
20	区 民	山 岸 弘 文	杉並区老人クラブ連合会副会長	第 2 部会
21	区議会議員	青 木 實	杉並区議会議員	第 3 部会
22	区議会議員	今 井 讓	杉並区議会議員	第 1 部会
23	区議会議員	梅 田 ひ さ え	杉並区議会議員	第 3 部会、起草委員
24	区議会議員	佐 々 木 浩	杉並区議会議員	第 2 部会、起草委員
25	区議会議員	樋 口 蓉 子	杉並区議会議員	第 1 部会、起草委員
26	区議会議員	山 崎 一 彦	杉並区議会議員	第 1 部会
27	区議会議員	横 倉 た か お	杉並区議会議員	第 2 部会
28	学識経験者	石 井 威 望	東京大学名誉教授	会 長
29	学識経験者	江 口 克 彦	PHP 研究所代表取締役副社長	第 2 部会(部会長)
30	学識経験者	陣 内 秀 信	法政大学工学部建築学科教授	第 1 部会、起草委員
31	学識経験者	高 野 健 人	東京医科歯科大学医学部教授	第 1 部会
32	学識経験者	成 毛 眞	マイクロソフト株式会社取締役特別顧問	第 2 部会
33	学識経験者	武 藤 博 己	法政大学法学部政治学科教授	第 3 部会(部会長)
34	学識経験者	村 上 美 奈 子	建築家	第 1 部会(部会長)
35	学識経験者	吉 岡 睦 子	弁護士	第 3 部会

2 杉並区 21 世紀ビジョン審議会の審議経過

(1) 審議会

回	開催日	主な議事
第1回	平成11年 9月30日	委員委嘱、会長選出、副会長指名、今後の進め方
第2回	平成11年 10月12日	各委員の意見発表
第3回	平成11年 10月27日	各委員の意見発表
第4回	平成11年 12月 7日	意見整理、部会設置、今後の進め方
第5回	平成12年 5月11日	部会議論の報告、ビジョンの構成等について
第6回	平成12年 6月10日	ビジョンの目標年次、基本理念と目標・将来像について
第7回	平成12年 6月26日	ビジョン骨子素案、起草体制について
第8回	平成12年 7月18日	ビジョン答申素案について
第9回	平成12年 8月22日	ビジョン答申案について
第10回	平成12年 8月25日	ビジョン答申案について

(2) 第1部会 <住む、暮らす>

回	開催日	主な議事
第1回	平成12年 1月14日	検討分野と今後の進め方について
第2回	平成12年 1月28日	安全で快適なまちづくりについて 個性ある地域の形成について
第3回	平成12年 2月 3日	健康なまちづくりについて だれもが安心して共に生きる福祉社会について
第4回	平成12年 3月 2日	資源循環型社会の形成について
第5回	平成12年 3月27日	まとめの議論
第6回	平成12年 4月 6日	まとめの議論

第1部会主催「区民フォーラム」

- ・日 時.....平成12年6月4日
- ・会 場.....阿佐谷地域区民センター
- ・参加者等...参加者 45人 発言者 15人

(3) 第2部会 <働く、営む>

回	開催日	主な議事
第1回	平成11年 12月20日	検討分野と今後の進め方について
第2回	平成12年 1月17日	検討分野の討議
第3回	平成12年 2月 7日	産業の活性化について 高齢者、女性、NPO など多様な就労と環境づくりについて
第4回	平成12年 3月24日	まとめの議論

第2部会主催「区民フォーラム」

- ・日 時.....平成12年5月25日
- ・会 場.....阿佐谷地域区民センター
- ・参加者等...参加者53人 発言者10人

(4) 第3部会 <憩う、学ぶ>

回	開催日	主な議事
第1回	平成11年12月21日	検討分野と今後の進め方について
第2回	平成12年 1月11日	学校教育と家庭・地域のあり方について 多様な施設を拠点とした生涯学習について
第3回	平成12年 1月25日	学校教育について 生涯学習について 文化・芸術などについて
第4回	平成12年 2月14日	文化・芸術、交流などについて
第5回	平成12年 3月28日	まとめの議論

第3部会主催「区民フォーラム」

- ・日 時.....平成12年5月26日
- ・会 場.....阿佐谷地域区民センター
- ・参加者等...参加者27人 発言者16人

(5) 調整部会

回	開催日	主な議事
第1回	平成12年 4月12日	各部会の報告と意見交換 ビジョンの構成等について
第2回	平成12年 4月22日	ビジョンの構成、基本理念等について

(6) 起草委員会

回	開催日	主な議事
第1回	平成12年 7月4日	起草の進め方、検討課題・項目について
第2回	平成12年 7月12日	ビジョン答申素案について
第3回	平成12年 7月15日	ビジョン答申素案について
第4回	平成12年 7月22日	審議会意見について
第5回	平成12年 8月17日	区民意見について
第6回	平成12年 8月19日	委員意見等について

3 杉並区 21 世紀ビジョン審議会条例

(平成 11 年杉並区条例第 21 号)

(設置)

第一条 杉並区基本構想を策定するため、区長の附属機関として杉並区 21 世紀ビジョン審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第三条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 35 人以内で組織する。

- 一 区民 20 人以内
- 二 区議会議員 7 人以内
- 三 学識経験者 8 人以内

2 委員の任期は、前条に規定する答申を行ったときまでとする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長一人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第五条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第六条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者及び区職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第七条 審議会に、必要があると認めるときは、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第三条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前二項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(会議の公開)

第八条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第九条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 50 年杉並区条例第 31 号)の一部を次のように改正する。【略】